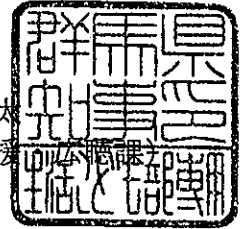


県支広第30044-11日
令和2年7月14日

群馬県所管 公益社団・財団法人 代表理事 }
群馬県所管 移行一般社団・財団法人 代表理事 } 各位

群馬県知事 山本 一太
(生活こども部県民活動支援)



群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に基づく要請について
(令和2年7月10日以降の対応について)

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

群馬県では、5月15日付けで策定・施行した「社会経済活動再開に向けたガイドライン」において、6月13日の県内警戒度「1」への移行後は、段階的に緩和する方針としておりました。

皆様の御理解と御協力をおもひまして、7月10日以降はイベントの開催制限を上限人数5,000人に緩和することになりました。

この要件の緩和にあたり、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から令和2年7月8日付けで別添事務連絡（以下「事務連絡」という。）が発出され、イベント開催にあたっての留意事項等が示されましたので伝達いたします。

また、今回の要件の緩和に伴いイベント等を開催する場合にあっては、事務連絡を参考として、必要に応じて各法人の感染防止ガイドラインを修正・改定していただきますようお願い申し上げます。

なお、事務連絡中4頁では、「全国的又は大規模なイベント」を開催する施設管理者に対して 県との事前相談をすることを求めています。群馬県における具体的な対応方法については、現在、検討中です。決定し次第、改めて、お知らせいたします。

今後も引き続き、感染拡大の完全な終息を目指し、ガイドラインの警戒度「1」において求められる感染防止対策や「新しい生活様式の実践」等を要請いたしますので、貴団体におかれましても、添付資料を御確認のうえ、引き続き、御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

《添付資料》

令和2年7月8日付け事務連絡「7月10日以降における都道府県の対応について」

担当：公益法人係 前川 内藤
TEL：027-226-2148
FAX：027-223-2944
mail：maekawa-koz@pref.gunma.lg.jp